

ひたちなか市教育委員会会議録

令和4年 第8回 ひたちなか市教育委員会 6月定例会 会議録					
令和4年6月29日(水)		開会 午後3時30分		閉会 午後4時30分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修	委 員 佐藤 達
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育部長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			高橋 重樹	出席
	総務課長			佐藤 浩之	出席
	学校管理課長			根本 光恵	欠席
	保健給食課長			神永 和代	出席
	給食センター所長			大森 康寿	出席
	那珂湊第三共同調理場長			清水 正己	出席
	参事兼指導課長			飯村 祐一	出席
	青少年課長			金澤 幸浩	出席
	青少年課課長補佐			薄井 英里	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事			山崎 佑太	出席	
議案審議等	議案第15号	ひたちなか市学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第16号	ひたちなか市幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第17号	学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】			
	議案第18号	那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について【非公開】			
	議案第19号	ひたちなか市社会教育委員の委嘱について【非公開】			
その他	その他（1）	教員免許更新制の廃止について【公開】			

令和4年第8回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第15号 ひたちなか市学校管理規則の一部を改正する規則制定について

指 導 課 長 議案第15号 ひたちなか市学校管理規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。本案件は、夏季休業日に授業を実施し、平日の授業時間を短縮することができるよう、休業日における授業日の扱いを定める条項等を改正しようとするものです。また、併せて、表現の修正等所要の改正を行おうとするものです。資料の2ページ及び4ページから6ページまでの対照表をご覧ください。具体的に申し上げますと、規則の第3条の2項の一部を改め、3項を加えるものです。併せて第5条の2を削るものです。また、それに伴い、様式第1号の2を加え、第2号の2を削るものとなります。

改正の理由につきましては、現行の管理規則に則りますと、休業日に授業を行った場合は、その振替として以降の授業日に休業日を設けることが必要となります。例えば、夏季休業日に授業を行った場合には、9月以降にその日数分の休業日を設けなければならず、現在の学校の実態として、それら複数の休業日を設けることは難しい状況にあります。

一方、文部科学省におきましては、平成31年3月29日付けの通知文書におきまして、休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動の取組を進めることが、地域の教育資源の活用による多様な学習活動の充実を図る上で有効であることを明示しております。さらに、それが学校における働き方改革にもつながることから、その実施の検討を求めています。本市におきまして、新型コロナ感染症の状況にもよりますが、特に中学校において職場体験学習を夏季休業日に実施しようとする動きもあり、それを授業日としてカウントし、その分、9月から5時間授業を実施することにより、学校の働き方改革を推進したいという意向がございます。この改正を行うことによって、その振替として必ず授業日を休業日とすることなく、これらの対応が可能となるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第15号 ひたちなか市学校管理規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第16号 ひたちなか市幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 それでは、議案第16号 ひたちなか市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。改正の理由でございますが、まず始めに、今年の3月の教育委員会において議決を得ております小中学校の学期を改正した理由について説明した後、市立幼稚園管理規則の改正理由をご説明いたします。まず、小中学校の学期の考え方につきましては、各学期の期間を長くすることで学校行事、校外学習等を効果的に配置し、始業式等の儀式的活動等が減ることにより授業時数を確保し、また、教職員の成績に関する事務を効果的・効率的に行う等の理由から、令和4年度から市立の小中学校の学期を前期・後期の2学期制とするため、今年の3月の教育委員会において、ひたちなか市立学校管理規則の一部改正しております。今回の市立幼稚園の改正理由につきましては、小中学校とは異なり2学期制とする必要性がなく、学期については引き続き3学期制とすることとされておりますが、幼稚園管理規則において、学校管理規則を準用して学期を規定していることから、3学期制の規定を追加する改正とその他の所要の改正を行おうとするものです。

資料4ページの新旧対照表でご説明させていただきます。まず表の見方ですが、左の表が現行の規則で、右が改正案の規則となっております。波線は、変更や追加がある箇所でございます。まず、学期の改正でございますが、4ページ一番下の第6条「学級の編成」に、5ページの第6条の2「学年及び学期」を追加規定するものです。第1項では、「幼稚園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」第2項では、「学年を分けて、次の3学期とする。第1学期4月1日から7月31日まで 第2学期8月1日から12月31日まで 第3学期1月1日から3月31日まで」としております。次に、5ページの一番下の第15条の準用規定の改正でございますが、左の表では、「学校管理規則の第2条から第5条まで及び第26条から第39条までの規定を幼稚園の管理運営において準用する」と規定されております。学校管理規則第2条第2項では、「学期については、学年を分けて、2学期とする。」と規定されておりますので、右の表のとおり、第2

条を外し、第3条からの準用する規定に改正するものでございます。したがって、第6条の2の追加と、第15条の準用規定の改正により、市立幼稚園の学期については、これまでどおり3学期制とするものでございます。只今の第6条の2及び第15条を除く改正については、字句の変更を行うもので、内容が変わる改正ではございません。

説明については以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長 幼稚園は現在も3学期制ですが、幼稚園管理規則が小中学校に準ずるとなっていることで、2学期制にしなくてはなりません。2学期制に変更した理由として、成績等がありますが、幼稚園では成績をつける必要はありませんので、今まで通り3学期制で進めていくための改正になります。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第16号 ひたちなか市幼稚園管理規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第17号 学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第18号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について

議案第19号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

教 育 長 ここからは、人事案件のため非公開にしたいと思います。非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この2つの案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教 育 長 全員賛成ですので、非公開といたします。

*議案第17号 学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、議案第18号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について、議案第19号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱についての3件は、全員一致で可決されました。

教 育 長 教育委員会の非公開を解きたいと思います。

その他（１） 教員免許更新制の廃止について

教育担当参事 教員免許更新制廃止について説明いたします。

5月に国会で、教員免許の有効期限を10年と定める「免許更新制」を廃止する法律が成立しました。13年前、平成21年度に導入された免許更新制は10年ごとに30時間の講習を受けなければ教員免許が失効するという制度でございました。それ以降に免許を取得した方は、免許状に10年の有効期間が印字されています。こちらは通称、新免許状と呼ばれます。それ以前に取得した免許状は、旧免許状と呼ばれており、そちらには、元々有効期間は印字されておりませんでした。しかしこちらの法律が制定されたことに伴い、旧免許状所有者の方も講習を10年に1度行うために、生まれ年の1の位の数字で10個のグループを作り、免許の更新を行ってまいりました。

今回、7月1日に免許更新制廃止の関連法が施行され、この時点で休眠状態のものを含む有効な免許状は手続きなく、有効期限のない免許状となります。休眠とは何かといいますと、免許状を取得していたけれども、教員にはならず他の仕事をしており、10年の更新を行わずにいた方を休眠と呼んでおります。またはペーパーティーチャーと呼ぶこともあります。稀に更新をし忘れてしまい、免許を失効してしまう方がいます。こういった方については、これまでは講習を受けなくてはいけなかったのですが、今回からは、書類提出等の申請手続きを行うことで、講習なしで再取得することができるようになりました。

この免許講習につきましては、現場教員は非常に負担に感じておりました。また、休眠状態の免許状所有者が、教壇に立ちやすくなることで、教員や講師不足の解消につながることを期待されています。今後は、免許更新の講習の代わりとなるような、教員が自主的に研修を受ける仕組みを併せて制度化する予定です。来年度から代替の研修制度が実施される予定です。

以上が免許更新制廃止についての説明になります。

【質疑、意見等】

岡本委員 これによって、教員のなり手が実質的に増えるような見方ができるのでしょうか。

教育担当参事 これまで音楽教室等をやっていて、教員を全くやったことのない休眠状態だった方が、この機会にということで、講師に登録をしていただきました。

7月1日から、市内の中学校で音楽の授業を行っていただくこととなりました。

教 育 長 退職が近くなり、再任用を考えたときに、免許更新となったグループの方は、免許更新を行わずに退職をされる方もいらっしゃいます。免許の更新制がなくなることによって、復帰したいときに復帰できるようになります。

県の研修があり、事務所の研修があり、市町村、校内の研修があり、そこにさらに30時間の免許更新の講習を業務の間や夏休みの期間に受けるため、かなり忙しく時間がない状況でした。

岡 本 委 員 30時間の講習はどちらで実施されているのですか。

教育担当参事 免許更新の講座を行っている大学に申込み、受講する方法や、オンライン上で講座を受け、スクーリングで試験だけを受けるといった方法があります。

朝 日 委 員 免許更新の講習がなくなってしまうと、初心に戻って思い返すような機会はなくなってしまうのですか。

教育担当参事 この講習は、そういった資質の向上といった意味もありましたので、それに代わる研修制度を来年度から開始できるよう現在準備をしているところです。

朝 日 委 員 仕事の合間に受けて、資質を維持していけるようになるのですね。

教育担当参事 今も教員は研修に努めなければならないので、それらを記録に残し、バランスよく研修を受けていける制度設計をしていくところです。

教 育 長 現在県でシステムを作っているところなのですが、定められた研修の時間を受けているかを全員が記録するようになっており、研修の時間が不足している教員には、校長や教育委員会から研修を受講するように指導・助言することになっております。

朝 日 委 員 先生がいないため、授業が自主学习に変わったりするのは、そういった研修を受けるためだったりするのですか。

教 育 長 そうですね。教員の研修は、その職責を遂行するための努力義務となっています。国で決められた研修は必ず受けることとなります。

朝 日 委 員 休眠状態だった方は、免許取得時と現場の状況はかなり変わっていたりすると思うのですが、その方へは事前に講習等を行うのですか。

教育担当参事 採用させていただいてから、研修等を受けていただくようになります。

朝 日 委 員 何歳の方まで、現場復帰ができるのですか。

教育担当参事 永久免許で期限がなくなるので、何歳でも講師にはなることができます。

教 育 長 審議は以上になります。

○すべての審議終了後、北神敷台で発生した発砲事件及び誘拐予告メールの経緯について総務課長から説明しました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:30